

特定非営利活動法人きんきうえぶ 会員規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、特定非営利活動法人きんきうえぶ（以下、「当法人」とします。）の定款の定めによる会員規則を定めるとともに、入退会及び会員の権利義務等、当法人の運営ならびに会員活動の基本的事項を定めたものである。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、当法人に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用される。

第2章 会員資格

(会員種別)

第3条 当法人の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、定款第5条に定める事業を行う個人。
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、資金協力をを行う企業・商店・団体または個人。

(入会申込等)

第4条 当法人に入会しようとする個人・法人・企業・商店・団体（以下申込者という）は、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、法人の場合は申込者の関連参考資料(会社案内または経歴書)とともに理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は前項の申し込みがあったときは、当法人は、第5条の定めに従い入会の承認・不承認を決定し、これを申込者に対して通知する。

(会員資格基準)

第5条 当法人の会員になろうとする者が第4条の申し込みがあったときは、当法人は、以下の何れかの項目に該当する場合は、入会を承認しないことがある。

- (1) 当法人の趣旨に賛同していない
- (2) 過去に本規約違反またはその他規約に違反したことを理由として除名または退会処分を受けたことがある
- (3) 第4条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (4) 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、または、その恐れがあると当法人で決議したとき
- (5) その他当法人が不適切と判断したとき

(会費と会費の支払い)

第6条 会費は、年会費及び入会金とする。なお、金額については、本規則末尾の付表に示すものとする。

- 2 年会費の対象期間は、継続している会員は、当法人の事業年度の4月1日から翌年3月31日までとし、初めて入会した会員は、当法人が会員宛てに入会の承認した日から当法人の事業年度末日までとする。
- 3 年会費の支払いは、当法人が会員のメーリングリストにて発行する通知及び直接の通知に基づき、当法人の指定銀行口座に振り込み、或いは当法人の役員へ手渡ししなければならない。
- 4 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金しないものとする。

(会員資格有効期間)

第7条 会員資格有効期間は、前第6条により支払った年会費の対象期間とする。

- 2 会員が、会員資格有効期間を1箇年間延長する場合は、当法人が会員宛てに発行する年会費の請求に基づき、4月末日までに年会費を支払うこととし、以後も同様とする。

(変更の届出)

第8条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続を行うものとする。

- 2 当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

(退会)

第9条 会員が当法人を退会しようとするときは、別途定める退会届書を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合のほか、会員等は次に掲げる事由によって退任する。
 - (1) 6ヶ月以上会費の支払いを怠った場合
 - (2) 会員等たる法人又は団体が解散した場合
 - (3) 会員等として不適当な反社会的行為及び言動等が公になった場合
 - (4) 会員等より動議があり、総員の同意を得られた場合
 - (5) 退任の意思を明確にした場合
 - (6) 個人が死亡又はメール（メーリングリスト含む）や電話による意思の疎通が困難になった場合

(会員資格の取り消し)

第10条 当法人は、会員が次のいずれかの一つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 当法人の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと当法人が認めた場合
- (2) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (3) 本規則又は、その他当法人が定める規約に違反した場合
- (4) その他、当法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

第3章 会員の義務

(会員の義務)

第11条 会員は次の義務を負う。

- (1) 正会員は当法人の定款並びにその他規則及び議決に従い、当法人の活動に参加または協力する
- (2) 理事会が会費を免除した者以外は当法人の会費を納入する
- (3) 当法人の会員同士または会員と当法人が実施する事業を通じて知り合った者と事業を行うことを禁止する（但し、理事会が承認した場合は例外とする）
- (4) 当法人の会員として事業に参加する場合は、会員が他に所属する団体及び法人の名前を提示してはならない（但し、理事会が承認した場合は例外とする）
- (5) 会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届を理事長に提出すること

(会員情報の取り扱い)

第12条 会員および入会申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員の個人情報（以下「会員情報」とします。）を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 第4条に定める入会審査
 - (2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
 - (3) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
 - (4) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合
- 2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
 - (2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
 - (3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

第4章 禁止事項および損害賠償と免責

(禁止事項)

第13条 会員は、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
 - (2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外へ公開することのない情報を言う。
 - (3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た個人情報を含む情報を、当法人の活動以外に利用すること
 - (4) 会員資格に基づく一切の権利または義務を第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
 - (5) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為
- 2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有すものとする。

(損害賠償)

第 14 条 会員は、第 13 条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければならない。

(免責)

第 15 条 当法人は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負えない。

- (1) 会員が当法人のウェブサイトを利用することによって何らかのトラブルや損害等が生じた場合
- (2) 当法人のウェブサイトが紹介している他のウェブサイトやソフトウェア等に関する適合性その他、内容に関する事項
- (3) 当法人のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

第 5 章 本規約の追加・変更

(本規約の追加・変更)

第 16 条 当法人は、理事会の承認を得て本規則の内容を変更、追加または削除することがある。

附 則

施 行

- (1) この規則は、2015 年 1 月 16 日から施行する。
- (2) この細則は、2018 年 4 月 1 日に一部変更する。

【付表】

●入会金 4,000 円

●年会費

【正会員】 一口 10,000 円 (別途定める項目により会費納入の一部を減免)

【賛助会員】 一口 20,000 円